

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
矢作川の減災に係る取組方針

【フォローアップ資料】

令和 6年 5月 13日

豊橋河川事務所

「水防災意識社会」の再構築ビジョン

平成27年12月

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の策定

出典: 国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生しました。
- ・これを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。
- ・この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとしています。
- ・この答申を踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました。

平成29年6月

「水防法等の一部を改正する法律」の施行

出典: 国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成28年8月には、台風10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。
- ・この災害を受け、とりまとめられた同審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行されました。

平成29年6月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画のとりまとめ

出典: 国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成29年の水防法等の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成29年6月20日に国土交通省としてとりまとめました。

平成31年1月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

出典: 国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生しました。
- ・これを受けて取りまとめられた同審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされています。
- ・これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定しました。
- ・国土交通省では、「水防災意識社会」の取組をより一層、充実・加速化させ、一刻も早い再構築を目指します。

令和2年7月

流域治水プロジェクトへの転換



水ビジョンと流域治水プロジェクトの連携を新たにスタート

出典: 国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。
- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7つの水系での「緊急治水対策プロジェクト」などと同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速してまいります。

1. 概ね5年間で実施する取組み(令和3年度以降)

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

1) 広域避難計画の検討実施

- ①避難場所、避難ルート of 検討
- ②避難勧告等発令エリア of 検討
- ③防災拠点 of 整備
- ④広域防災ネットワーク of 構築

2) 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

- ①住民、教育機関(小、中、高、大等)、企業等への出前講座の実施、みずから守るプログラムの活用

3) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

- ①住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ②防災情報伝達ツールの改良・開発
- ③要配慮者施設避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

4) 多機関連携型タイムライン作成

- ①避難勧告の発令に着目し、国・県・市が連携したタイムラインの作成

5) わかりやすい防災情報提供

- ①住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ②市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討
- ③「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手、ハザードマップの周知等
- ④防災情報伝達ツールの改良・開発
- ⑤水害リスクの高い区間の監視体制の整備
- ⑥住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ⑦水害リスク空白域の解消



(2) 社会経済被害軽減の最小化を目指した取組み

6) 水防計画の立案・水防活動の強化

- ①地元との合同巡視の実施
- ②治水と環境が調和した豊川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用
- ③河川防災ステーション及び防災拠点の整備
- ④実働訓練の実施
- ⑤河川管理者と水防団等の情報共有
- ⑥水防活動の担い手の確保対策
- ⑦堤防道路と主要道路との接続
- ⑧住民の活動支援方法の検討
- ⑨流域住民への働きかけ
- ⑩排水計画の検討
- ⑪堤防決壊シミュレーションの実施
- ⑫災害時及び災害復旧に対する支援

7) 流域治水を踏まえたハード対策

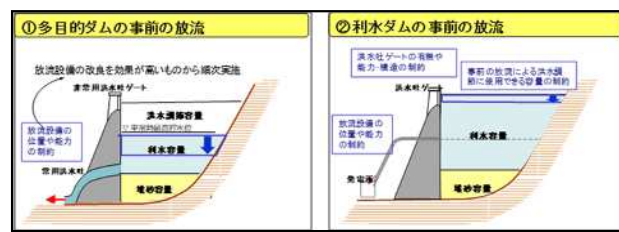
- ①堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強
- ②鵜の首狭窄部開削に向けた取組み
- ③堤防整備 ④河道掘削 ⑤遊水地整備
- ⑥矢作ダム再生
- ⑦河川管理施設の適切な維持管理
- ⑧護岸整備、浸透対策の実施
- ⑨堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ⑩恒久堆砂対策施設(矢作ダム)の検討
- ⑪耐震対策・粘り強い堤防の検討
- ⑫貯留区域内の避難路整備(冠水対策)の検討
- ⑬地下貯留浸透施設の整備検討



◆自治会・企業・学生による水防工法(月の輪工法)
2019年豊川・矢作川連合総合水防演習・
広域連携防災訓練



◆広田川菱池遊水地イメージ



既設ダム洪水調節機能強化

出典:
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議(第1回)国土交通省説明資料

令和5年度の主な取組み(継続的に取り組んでいる項目)

項目	関連する取組内容(継続的に取り組んでいる項目)
①広域避難計画の検討実施	・ 想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討する。
②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練	・ 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。
③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進	・ 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。
④多機関連携型タイムライン作成	・ 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。
⑤わかりやすい防災情報提供	・ 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。
⑥水防計画の立案・水防活動の強化	・ 沿川市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的に実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。 ・ 水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。 ・ 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。
⑦流域治水を踏まえたハード対策	・ 鵜の首地区水位低下対策事業 ・ 矢作ダム堆積土砂の掘削・浚渫

令和3年度～令和5年度で重点的に取組む項目

- 本年度(令和5年度)は新取組方針の5か年(令和3年度～令和7年度)の折り返し地点となることから、当初「取組内容(令和3年度～令和7年度)のうち今後2～3年で目指す内容」としていた項目(※1)の進捗を確認する。
- ※1「具体的な取組の柱」のうち、5つの柱の一部取組

具体的な取組の柱	「令和3年度～令和5年度で重点的に取組む項目(※2)」の概要
① <u>広域避難計画の検討実施</u>	・ 隣接市等への広域避難体制を構築する。
② <u>教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練</u>	・ 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。
③ <u>要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進</u>	・ 協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 ・ 公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。
④ 多機関連携型タイムライン作成	－ (2～3年で取組む内容の設定なし)
⑤ <u>わかりやすい防災情報提供</u>	・ 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。 ・ 浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。
⑥ <u>水防計画の立案・水防活動の強化</u>	・ 沿川市町が住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。
⑦ 流域治水を踏まえたハード対策	－ (2～3年で取組む内容の設定なし)

※2: 当初「取組内容(R3～R7)のうち今後2～3年で目指す内容」としていた項目

令和3年度～令和5年度で重点的に取り組む項目の進捗(柱①・柱②)

具体的な取組の柱①: 広域避難計画の検討実施

令和3年度～令和5年度 重点取組の目標と実施内容

	河川管理者	各市町
目標	● 浸水想定区域図を基に、緊急輸送道路の通行可否についての情報を共有 ● 防災ネットワークの構築 ● 広域避難の重要性を説明 ● 協定を結んだ市町を事例とした説明会の開催 ● 各市町の避難指示発令対象エリア設定方法の把握	● 自治体内の避難場所の運営状況の確認 ● 避難時の連絡体制の確認 ● 河川管理者が実施する説明会の参加 ● 自治体内の避難者数の把握 ● ホットライン記載の浸水域と浸水到達時間の確認 ● 避難指示発令対象エリア設定方法の見直し
実施内容 (令和3年度～令和5年度)	● 発生土の活用について関係自治体と調整実施（豊橋河川事務所 令和3年度）	● 早期避難及び広域避難に関する課題解決に向けた検討会開催の調整中（岡崎市 令和3年度～令和5年度） ● 水防計画の見直しに合わせ、担当及び電話番号を確認（碧南市 令和4年度） ● 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議の規約に基づき設置されている、広域避難検討部会の中で、広域避難に関する検討を実施。（豊田市 令和3年度～令和5年度） ● 「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」に基づく対応を実施（西尾市、知立市、幸田町 令和5年度）

具体的な取組の柱②: 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

令和3年度～令和5年度 重点取組の目標と実施内容

	河川管理者	各市町
目標	● みずから守るプログラムの活用事例を愛知県より共有 ● 協議会等にて、活用事例の共有 ● 豊橋河川事務所作成の防災教育ツールを自治体における全ての学校へ共有 ● 防災教育の実施先行事例の紹介	● プログラム内容について理解を深める ● 出前講座等でみずからプログラムの紹介 ● 防災教育ツールの確認 ● 検討対象となる学校の抽出
実施内容 (令和3年度～令和5年度)	● みずから守るプログラムの実施（9 + 1 4 + 1 2 地区）（愛知県 令和3年度～令和5年度） ● 手づくりハザードマップ作成及び大雨行動訓練の実施支援（知立建設事務所 令和4年度～令和5年度） ● 防災教育ツール（パンフレット浸水体験VR）の提供（豊橋河川事務所 令和3年度）	● 各家庭におけるマイタイムライン作成について説明会開催（岡崎市 令和4年度～令和5年度） ● 手作りハザードマップ作成、大雨行動訓練実施（安城市 令和3年度～令和5年度） ● 小中学校の職員に対し、学校毎の災害危険要素及び対処教育の実施中（碧南市 令和4年度～令和5年度） ● キャンプde学ぼうさい！実施（豊田市 令和3年度～令和5年度） ● 学校安全総合支援事業において実施（西尾市 令和5年度） ● 中学生に向けた防災講座を実施（知立市 令和3年度～令和5年度）

令和3年度～令和5年度で重点的に取り組む項目の進捗(柱③・柱⑤)

具体的な取組の柱③: 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

令和3年度～令和5年度 重点取組の目標と実施内容

	河川管理者	各市町
目標	- 他圏域での事例を収集し、具体的な対策について紹介 - 要配慮者利用施設の避難訓練実施事例の紹介	- 浸水想定区域内の公共施設、災害拠点病院をリスト化し、情報伝達が必要な施設を把握 - 各施設との現時点の防災情報伝達ツールの共有 - 現時点の対策実施に対する課題を整理・把握 - 避難確保計画を未作成の施設は、作成を促す - 策定済みの施設は避難訓練の実施と実施状況把握
実施内容 (令和3年度～令和5年度)	愛知県市町村要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議の実施(愛知県 令和3年度～令和5年度)	- 各施設管理者と洪水時の情報伝達体制・方法の構築について検討(岡崎市 令和5年度) - 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に安城市防災行政アプリを周知(安城市 令和5年度) - ハザードマップ等で各施設に情報を共有(西尾市 令和5年度) - 消防署と協力の上、避難確保計画に基づく訓練実施(豊田市 令和3年度～令和5年度) - 未策定施設に対し、策定要領資料を市HPで公開(高浜市 令和5年度) - 避難確保計画を未作成の施設に作成を促す。策定済みの施設(3か所)は避難訓練の実施と実施状況を把握(幸田町 令和5年度)

具体的な取組の柱⑤: わかりやすい防災情報提供

令和3年度～令和5年度 重点取組の目標と実施内容

	河川管理者	各市町
目標	- 他圏域での事例を収集し、具体的な対策について紹介 - まるまち看板設置候補箇所の抽出 - 災害避難カードの作成に関する説明会の開催 - 他圏域での事例を収集し、対策について紹介	- 不動産関連事業者を対象とした専用相談窓口や、専用HPを設立し、HP等で共有する - 電話対応のマニュアル作成 - 不動産関連団体の研究会等での説明 - まち歩きワークショップ(現地点検)、検討会などの開催 - 説明会の参加 - 出前講座、防災講座にて災害避難カードを活用
実施内容 (令和3年度～令和5年度)	—	- 窓口やHPで浸水実績区域や浸水想定区域を公開(岡崎市 令和5年度) - 不動産業者に対し情報提供を実施(碧南市 令和3年度～令和5年度) - 土地利用懇談会での説明(安城市 令和5年度) - 窓口や電話等での対応(豊田市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市 令和5年度) - 既設箇所の標識更新(豊田市 令和4年度～令和5年度) - 公共施設に想定浸水深表示を整備(安城市 令和5年度)

令和3年度～令和5年度で重点的に取り組む項目の進捗(柱⑥)

具体的な取組の柱⑥: 水防計画の立案・水防活動の強化

令和3年度～令和5年度 重点取組の目標と実施内容

	河川管理者	各市町
目標	● 隣接市町参加型の水防訓練の開催 ● 重要水防箇所の情報共有 ● 他圏域の事例を収集し、対策について紹介 ● CATVやSNS等のメディアを活用した広報 ● 先行して実施している自治体をメインとした説明会、勉強会の実施	● 水防団、資機材の不足状況を把握 ● 出前講座にて広報を実施 ● 勉強会の参加 ● 竹林伐採箇所の選定
実施内容 (令和3年度～令和5年度)	● 合同巡視を実施 (豊橋河川事務所 令和3年度、令和5年度) ● 水防連絡会で周知 (豊橋河川事務所 令和3年度～令和5年度) ● 水防連絡会構成員に重要水防箇所の共有 (豊橋河川事務所 令和3年度～令和5年度)	● 合同巡視への参加(岡崎市、安城市、西尾市 令和5年度) ● 水防災資器材等の点検(刈谷市、豊田市 令和5年度) ● 水防訓練の実施(知立市等 令和4年度～令和5年度) ● 町内会等に消防団勧誘チラシを配布(高浜市 令和3年度～令和5年度) ● あらゆる機会、広報誌等を通じて消防団員を募集(幸田町 令和5年度) ● 地域説明会の実施(碧南市 令和4年度～令和5年度)

【①広域避難計画の検討実施】(継続的に取り組んでいる項目)
(1)避難指示等発令対象エリアの検討

- 想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討する。

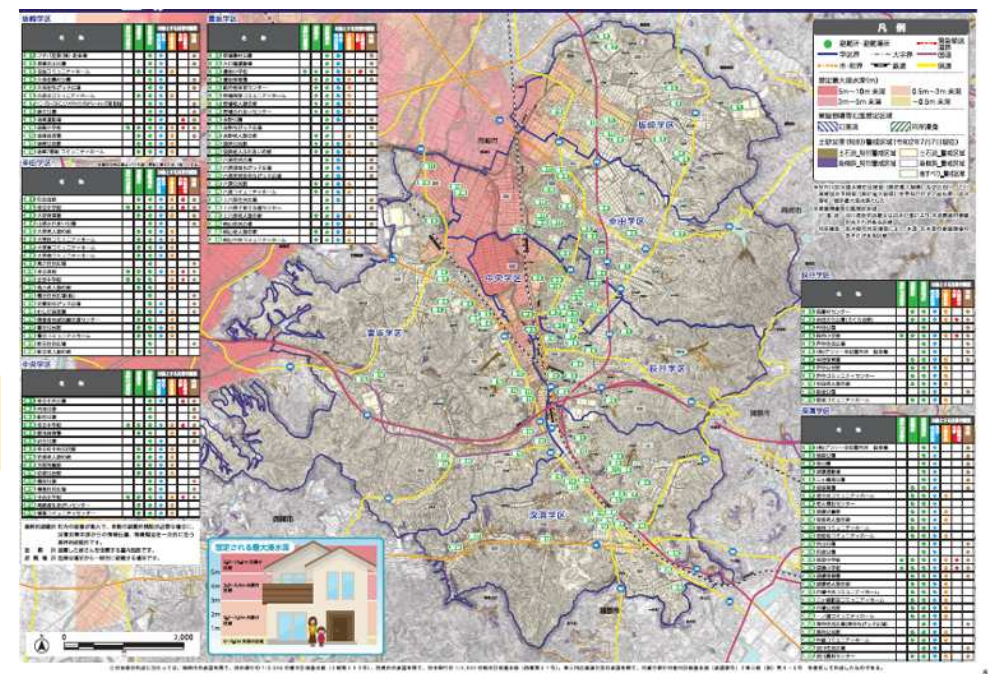
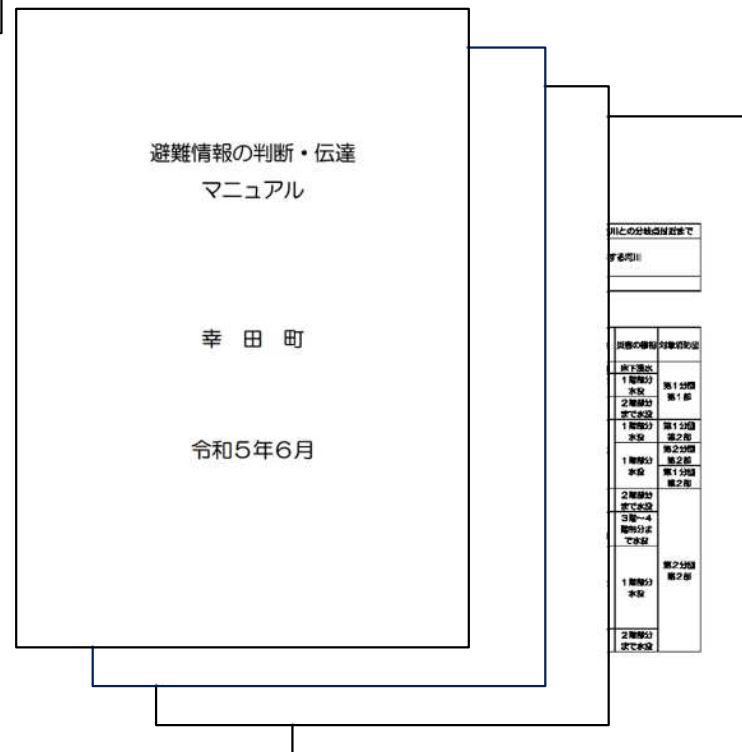
令和5年度の実施内容

- 令和5年6月に「避難情報の判断・伝達マニュアル」を改定し見直し実施(幸田町)
- 避難指示等発令区域を設定済み(刈谷市、豊田市、高浜市)
- 「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」に基づく対応を実施(西尾市、知立市)
- 出水期前にホットライン記載の浸水域と浸水到達時間を確認(安城市)

令和6年度の実施予定

- 継続して検討実施

幸田町



▲避難情報の判断・伝達マニュアル

【①広域避難計画の検討実施】(令和3年度～令和5年度で重点的に取組むべき項目)

(1) 広域避難体制の構築

- ・ 隣接市等への広域避難体制を構築する。

令和5年度の実施内容

- ・ 西三河9市1町の災害時相互応援協定に基づき、連絡先の交換や研究会を行い、広域避難体制の構築を実施。(豊田市)

令和6年度の実施予定

- ・ 早期避難及び広域避難に関する実務手順の調整
- ・ 連絡先の交換や、情報交換を行い、広域避難体制の維持を図る

豊田市

令和5年度西三河防災減災連携研究会シンポジウム

【概要】

日時: 令和6年2月2日(金)14:00～
目的: 災害時に広域的な情報連携を図る

▼シンポジウム開催の様子



広域連携



▲西三河防災減災連携研究会

(2)水防災教育の実施

- 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。

令和5年度の実施内容

- 小中学校、市民団体、自主防災組織に対する出前講座、防災講演会等の実施（幸田町、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市）
- 県政お届け講座、R5防災教育指導者研修会（愛知県）
- 防災教育ツール（学校教材）の提供（名古屋地方気象台）

令和6年度の実施予定

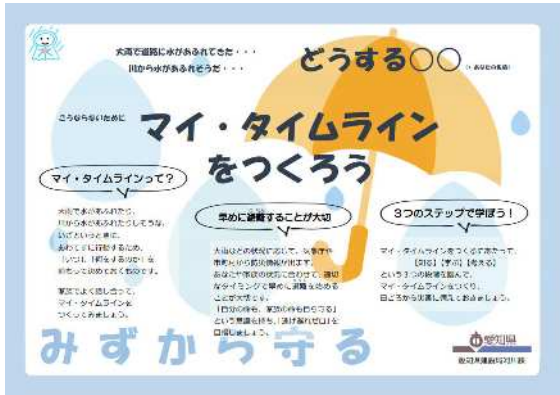
- 継続して検討実施

刈谷市



▲刈谷市防災講演会

愛知県



▲愛知県 県政お届け講座

日時: 令和6年1月11日(木)、12日(金)
対象: 県立岡崎商業高校
内容: 県内の過去の水害を学ぶとともに、ワークシートを用いてマイタイムラインを作成

【②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練】（令和3年度～令和5年度で重点的に取り組むべき項目）

(2) 防災教育に関する指導計画の作成支援

- ・ 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。

令和5年度の実施内容

- ・ 小中学校の職員に対し、学校毎の災害危険要素及び対処教育の実施中(碧南市)
- ・ キャンプde学ぼうさい！実施(豊田市)

令和6年度の実施予定

【取組(案)】

- ・ 現時点での市内の学校防災教育の課題を把握する。
- ・ 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者と連携して決定するため、対象とする学校を選定する。
- ・ 国土交通省の防災教育ポータルサイトを参照し、指導計画の作成方針を検討する。

碧南市

高潮（中央小学校区）

室戸台風級（最大想定）

- 5m～10m
- 3m～5m
- 0.5m～3m
- ～0.5m

東中北、西側：0.5～5m
沿岸部及び新川南岸：0.5～3m
商工会議所付近：0.5～3m

注意が必要な気象状況（台風）
中心気圧が低く、碧南から北側を通過
通過時刻前後に満潮
通過前に川の水位が高い状態



側溝、マンホールに注意



側溝トラップ
マンホールトラップ

方が一箇所に集合、避難の上り下りの際に足が滑って落下する

浸水時は外に出ない！それでも避難しなきゃいけない時は…

徒歩での移動
マンホールや側溝・水路に転落する危険もあるので注意しましょう。

2人以上で行動
傘や長い棒などで互いを補助する

水深50cm以上
（歩行困難）

豊田市

①マイ・タイムラインの作成支援

令和5年度11月時点実績：14回（866人）

●豊田市生涯学習出前講座の1講座として募集

・自主防災会
・自治区
・小中学校等

申込み → 豊田市 防災対策課

連携 → NPO法人愛知ネット
愛知工業大学

講師派遣

自分自身（家族）の防災行動計画を作成！

●豊田市オリジナルのマイ・タイムラインキット及び対象地区のハザードマップを使用した講座を実施

②防災キャンプの実施支援

令和5年度11月時点実績：4団体（412人）

●市と学校が「豊田市防災キャンプ事業に関する協定」を締結して事業費を支援

学校関係団体 → 申込み → 豊田市 防災対策課 → 採択・事業費

協定

PTA
学校
地域
交流館
自主防

多様な組織・団体が連携して実施！

●学校関係団体、地域の自治会等の多様な組織が連携し、学校等を避難所とした生活体験等を含んだ防災キャンプを実施

◀ 職員に対する教育の実施

▲ 防災キャンプの実施支援

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】（継続的に取り組んでいる項目）

(3) 要配慮者の避難確保計画

- 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。

令和5年度の実施内容

- 避難確保計画作成支援及び訓練の実施状況の把握(岡崎市)
- 引き続き策定要領資料を市HPで公開(碧南市)
- 市内対象25施設中、25施設が避難確保計画策定済(刈谷市)
- 消防署と協力の上、避難確保計画に基づく訓練の実施。(豊田市)
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を依頼。(安城市)
- 未策定施設に対し、引き続き策定を促し。(西尾市)
- 未策定施設に対し、策定要領資料を市HPで公開(高浜市)
- 策定済みの施設(3か所)は避難訓練の実施と実施状況を把握(幸田町)
- 愛知県市町村要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議の実施(愛知県)

幸田町

訓練実施結果報告書から分かる各施設の課題

- 避難ルートの外灯がないなどの安全面の課題が見つかった。
- 避難先での防寒対策。
- 訓練に参加した職員が災害時に勤務しているとは限らないので他の職員に周知する。
- 要介護度が高い方の利用者の優先順位、場所の確保も再度確認する。
- 未満児では、園内の移動もスムーズにいかないことから、長距離の移動は難しい。



避難確保計画の作成要領について
幸田町HPにて公開

令和6年度の実施予定

- 未策定施設に対し、策定要領資料を市HPで公開
- 避難確保計画作成支援及び訓練の実施状況の把握

高浜市



(3) 洪水時の情報伝達体制・方法の検討

- ・協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。

- ・各施設管理者と洪水時の情報伝達体制・方法の構築について検討。
(岡崎市)
- ・防災メールの活用。(碧南市)
- ・出前講座にて、ハザードマップ等を用いてマイタイムラインの作成支援を実施。(豊田市)
- ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設に安城市防災行政アプリを周知。(安城市)
- ・リスト化し、地域防災計画に掲載。(西尾市)

- ・防災情報伝達ツールの導入の啓発を強化
- ・防災情報伝達ツールの複線化の検討
- ・要請に応じて、講座の開催や、ハザードマップの配布を実施。
- ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設に防災行政アプリを周知。

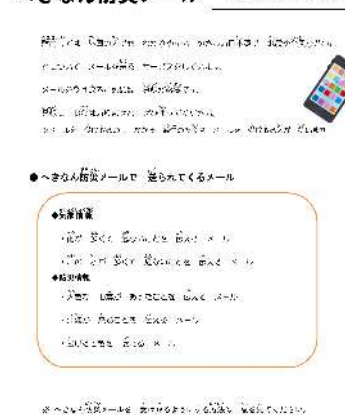
西尾市地域防災計画
資料編
(令和4年度修正)

[illegible]

へきなん防災メールを開始しました



へきなん^{ぼうさい}防災メール やさしい^{にほんご}日本語



▲へきなん防災メール

【碧南市HP】

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/bosai/Information_gathering/bosaimail/1073.html

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】（令和3年度～令和5年度で重点的に取組むべき項目）

（4）公共施設や災害拠点病院の機能確保対策

- 公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。

令和5年度の実施内容

- 公共施設管理者への矢作川の氾濫における被害想定の情報共有。（岡崎市）
- ハザードマップ等で各施設に情報を共有。（西尾市）

令和6年度の実施予定

- 公共施設管理者のおける矢作川の氾濫における課題の整理

<令和5年度の実施内容>

●矢作川の最大規模の氾濫時に想定される事態をシナリオとして作成し、全庁に共有。各部署が各フェーズで執るべき行動を聴き取りした。

<令和6年度の実施予定>

●各部署からの聞き取り内容を取りまとめ、矢作川氾濫を想定した業務継続計画として作成予定。

矢作川氾濫時シナリオ（想定最大規模） 3日前～6時間前まで									
時間	状況	対応	対応	対応	対応	対応	対応	対応	対応
3日前	3日前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
2日前	2日前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
24h	24h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
20h	20h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
17h	17h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
16h	16h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
13h	13h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
12h	12h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
10h	10h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
8h	8h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
6h	6h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
4h	4h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
2h	2h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
0h	0h前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
1week	1week前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
2week	2week前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...
1month	1month前に台風が近づく可能性が...	...	...	...	...	...	...	...	...

【④多機関関連型タイムライン作成】（継続的に取り組んでいる項目）

(4)タイムラインの作成と見直し

- 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。

令和5年度の実施内容

- タイムラインを活用した避難訓練（大雨行動訓練）を実施。（安城市）
- 実際の災害対策本部においてタイムラインを使用し検証・見直し。（西尾市）
- 水防災協議会で水害対策タイムライン等の出水期の体制を確認。（愛知県）

令和6年度の実施予定

- 継続して検討実施

安城市

■ 令和5年度

- 5町内会で大雨行動訓練を実施。
- 屋内で水害の進展を体験しながら、避難判断や避難行動のタイミングを参加者自身で考える「避難判断編」と、大雨の最中での避難を想定して、町内会からの一斉連絡後に、自宅等から避難所まで移動する「伝達訓練編」のどちらか一方を選択し、訓練を行った。

■ 令和6年度

- 8町内会で大雨行動訓練を実施する予定。



▲大雨行動訓練（避難判断編）の様子



▲大雨行動訓練（伝達訓練編）の様子

【⑤わかりやすい防災情報提供】（継続的に取り組んでいる項目）

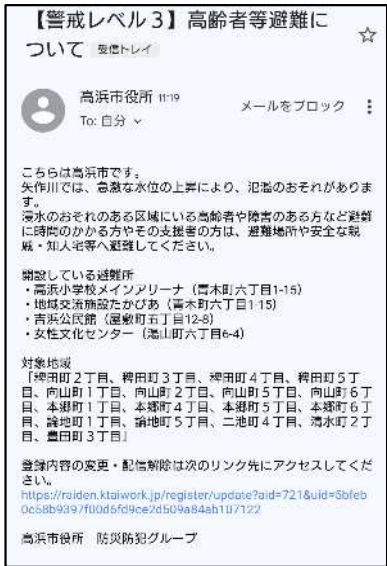
(5)防災情報伝達ツールの活用

- ・ 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。

令和5年度の実施内容

- ・避難情報発令時、防災情報伝達ツールを活用。(碧南市)
- ・防災メール、防災ラジオ等を活用した情報伝達を実施。(刈谷市)
- ・緊急メールとよたやSNS等を利用して、避難情報等を配信。(豊田市)
- ・HP、安城市防災行政アプリ、ケーブルテレビ、防災ラジオ、SNS等を活用し、災害情報等を伝達。(安城市)
- ・防災アプリ、メール、LINE等のSNS、ケーブルテレビ等を利用した情報伝達を実施。(西尾市)
- ・防災メール、防災ラジオ等を活用した情報伝達を実施。(高浜市)

高浜市



▲防災メール画面

令和6年度の実施予定

- ・継続して検討実施

西尾市



▲防災アプリリーフレット



▲SNSでの情報伝達画面

【⑤わかりやすい防災情報提供】（令和3年度～令和5年度で重点的に取り組むべき項目）

(5)不動産関連事業者への水害リスク情報の提供

- 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。

令和5年度の実施内容

- 窓口やHPで浸水実績区域や浸水想定区域を公開。(岡崎市)
- 不動産業者に対し情報提供を実施。(碧南市)
- 窓口等での説明、ホームページによる周知。(刈谷市)
- 窓口で浸水想定区域、浸水実績区域を明示し、水害リスクを説明。(豊田市)
- 不動産取引時の重要事項に関する説明をHPに掲載。(安城市)
- 窓口や電話において対応。(西尾市、知立市、高浜市)



■ 水防法の規定に基づく水害ハザードマップについて（宅地建物取引業者の方へ）

令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引における重要事項説明の対象項目として「水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」が追加されました。水防法の規定に基づく刈谷市水害ハザードマップが提供する情報については下記のとおりです。

区分	水防法に基づく記載の有無	使用データ	備考
洪水 (外水氾濫)	有	● 1級河川（矢作川）：洪水浸水想定区域図 ● 2級河川（境川、連雲川、連雲女川、猿渡川）：愛知県浸水予想図	2級河川については、浸水リスク情報を正しく住民に周知するため、水防法の指定区域外（上流部や支川）も含まれている「浸水予想図」の内容を記載しています。
雨水出水 (内水氾濫)	無 (水防法に基づかない独自の記載有)	刈谷市内水浸水想定区域図	市内には、雨水出水浸水想定区域（水防法14条の2）の指定・公表がされていませんが、「内水氾濫」の浸水リスク情報を住民に周知するため、刈谷市独自で作成した「内水浸水想定区域図」に基づきハザードマップを作成しております。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【刈谷市HP】

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/anshin/bousai/1002811/1002813.html>



令和6年度の実施予定

- 継続して検討実施



不動産取引時の水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明について

近年、大規模洪水の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素になっているところですが、そのため、不動産取引における重要事項説明の対象項目として「水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」を事前に説明することを義務付けることとする宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が令和2年8月28日より施行されました。

よくある質問（重要事項説明について）

Q1. 安城市における「水防法に基づく水害ハザードマップの有無」を確認したい。

A1. 水防法に基づくハザードマップとは、水防法第14条に規定される洪水浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、暴風雨浸水想定区域）に基づいて作成されるハザードマップを指します。安城市における各ハザードマップの有無は以下のとおりです。

水害区分	水防法に基づくハザードマップの有無	安城市水害ハザードマップの記載	使用データ
洪水（矢作川）	有	有	矢作川洪水浸水想定区域図
洪水（矢作川以外の流域河川）	無（注1）	有	愛知県浸水予想図
雨水出水（内水氾濫）	無（注2）	有	安城市内水浸水想定区域図
暴風雨	有	有	愛知県暴風雨浸水想定区域図

（注1）矢作川以外の流域河川については、水防法に基づく洪水浸水想定区域図ではなく、愛知県が独自に作成した浸水予想図のデータを使用しています。愛知県浸水予想図は水防法の指定区域以外の部分（上流部や支川等）についての浸水リスクを示すものです。

（注2）安城市内において水防法に規定される雨水出水浸水想定区域の指定・公表はありませんが、内水氾濫のリスク情報を住民に周知するため、安城市が独自で内水浸水想定区域図を作成し、水害ハザードマップに記載しています。

Q2. 矢作川以外の河川の水害と雨水出水（内水氾濫）については説明しなくてよいのか。

A2. 水防法に基づく水害ハザードマップの対象外であるため、重要事項説明書における説明義務は発生しません。ただし、安城市水害ハザードマップではあらゆる水害リスクを考慮し、水防法に基づかない愛知県浸水予想図や安城市内水浸水想定区域図も掲載しています。また、これらの浸水想定は計算結果に基づいたものであり、雨の降り方によっては浸水の想定がされていない地域においても水害が発生する可能性もあります。取引の対象となっている土地または建物の所在地が浸水想定区域の外にあるからといって、水害リスクがないと相手方が認識しないよう配慮してください。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【安城市HP】

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/yakudachi/hazardmap/index.html>

【⑤わかりやすい防災情報提供】（令和3年度～令和5年度で重点的に取り組むべき項目）

（6）まるごとまちごとハザードマップの整備

- ・ 浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。

令和5年度の実施内容

- ・ 既設箇所の標識更新。（豊田市）
- ・ 公共施設に想定浸水深表示を整備。（安城市）
- ・ 出前講座において状況を紹介。（西尾市）

令和6年度の実施予定

- ・ 新規箇所への標識設置
- ・ 公共施設に想定浸水深表示を整備予定

豊田市



▼更新した標識の様子



- 看板表示内容
 - ・ 想定浸水深
 - ・ 避難所
 - ・ 浸水イメージ動画QRコード
 - ・ 水害リスクに関する情報QRコード
 - ・ 設置箇所：25か所
- 備考：高さが足りている建物については実際の想定浸水深箇所に数値のみの看板を設置

安城市



▲公共施設の壁面等に整備された浸水深の位置

- 令和5年度
 - ・ 矢作川洪水浸水想定区域内に所在する小中学校、公民館など18箇所の公共施設の壁面等に、想定最大規模の浸水深の位置を青色のラインで表示し、地域の水害リスクを視認できるようにした。
 - ・ また、地上から1.35mの高さに説明看板を設置し、水害リスクを説明するとともに、QRコードを読み込むことで「安城市水害ハザードマップ」を確認できるようにした。
- 令和6年度
 - ・ 4箇所の公共施設にて浸水深表示等を整備する予定。

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】（継続的に取り組んでいる項目）

（6）河川管理者と水防団等の情報共有

- 沿川市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的に実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。

令和5年度の実施内容

- ・豊川・矢作川 河川合同巡視に参加。（岡崎市、安城市、西尾市、碧南市、豊田市）
- ・水防災資材等の点検。（碧南市、刈谷市、豊田市）

令和6年度の実施予定

- ・継続して検討実施

刈谷市



▲水防災資材写真

西尾市
他

開催日：令和5年5月31日（水）
開催場所：岡崎市、安城市、西尾市、碧南市、豊田市



▲河川合同巡視状況

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】（継続的に取り組んでいる項目）

（7）水防団募集の広報・活動調整の実施

- 水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。

令和5年度の実施内容

- HPで消防団員（水防団員）を募集。（岡崎市）
- 地域説明会の実施。（碧南市）
- 成人式における消防団加入促進PRの実施。（刈谷市）
- SNS等を活用した広報活動の実施。（豊田市）
- 消防団員（水防団員）の募集動画やポスター等を作成しPR。（安城市）
- 公式SNSで消防団員（水防団員）の活動を発信しPR。（西尾市）
- 消防団加入促進用啓発品を作成し、イベントで配布。（知立市）
- 町内会等に消防団勧誘チラシを配布。（高浜市）

令和6年度の実施予定
・継続して検討実施

知立市



西尾市



▲西尾市二十歳の集いにおける消防団加入促進活動



▲作成したポスターをイベントで掲示



▲お祭りで啓発品を配布



▲作成した消防団ポスター

【西尾市HP】

<https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/shobo/1001375/index.html>

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】（継続的に取り組んでいる項目）

（8）被災状況等の情報提供の充実

- 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。

令和5年度の実施内容

・令和5年6月豊川出水時の水防活動支援（豊橋河川事務所）

令和6年度の実施予定

・継続して検討実施

- 豊橋市（大村地区）より排水支援の要請があったため、排水ポンプ車を派遣。
- 30m³/minの排水ポンプ車1台で約3時間30分排水を実施。



支援内容：排水ポンプ車 1台
照明車 1台



配置場所	派遣ポンプ車	規格	排水開始	排水完了
豊川右岸 7.4k付近	排水ポンプ車 （豊橋）	30m ³ /min	2023/6/2 19:25	2023/6/3 3:30

（7）竹林伐開等の活動

- 沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。

令和5年度の実施内容

- ・愛護会活動支援。（豊田市）

中越戸水辺愛護会との共同による矢作川竹林伐採の実施
（令和5年5月20日）

令和6年度の実施予定

- ・愛護会活動支援



▲矢作川竹林伐採（R5年度）

【⑦流域治水を踏まえたハード対策】（継続的に取り組んでいる項目）

（9）鵜の首地区水位低下対策事業

- ・ 矢作川鵜の首地区では、豊田市街地を流れる上流部と比較して川幅が狭い狭窄部の抜本的対策に令和2年度より着手。
- ・ 鵜の首狭窄部区間の開削、明治用水頭首工湛水区間の浚渫を実施し、明治用水頭首工～豊田市街地の水位を約1.4m低下させる。

令和5年度までの実施内容

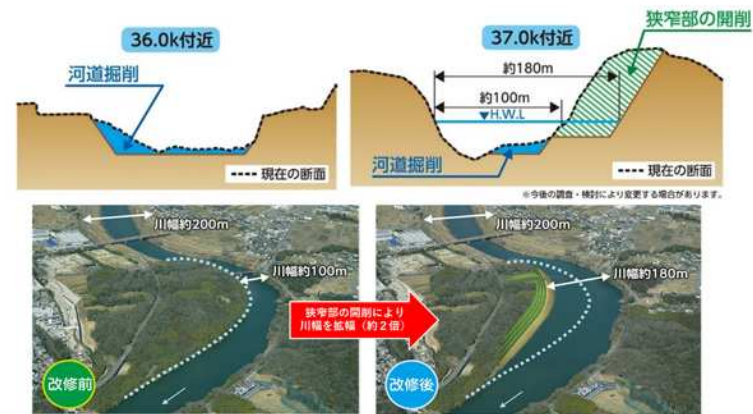
- ・ 河道掘削
- ・ 樹木伐採 等

令和6年度の実施予定

引き続き実施予定



【位置図】



● 鵜の首地区水位低下対策事業における整備箇所・整備イメージ

◆実施状況と整備の流れ



【①伐採前】



【②伐採中】



【③伐採後】



【④筋掘り中】



【⑤筋掘り完了後】



【⑥埋文調査中】



【③伐採後(上空から撮影)】

【⑦流域治水を踏まえたハード対策】（継続的に取り組んでいる項目）
（10）矢作ダム堆積土砂の掘削・浚渫

- ・ 矢作ダム貯水容量維持のため、堆積土砂の掘削や浚渫を実施する。

令和5年度の実施内容

- ・ 堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ・ 恒久堆砂対策施設の検討

令和6年度の実施予定

- ・ 継続して実施



矢作ダム貯水池掘削箇所（令和5年度）

